

坊勢漁港ふれあいプラザ
地域産品等販売施設使用者
募集要項

令和7年11月

姫路市 産業振興課

地域間交流の促進及び地域の振興に資することを目的に設置した姫路市坊勢漁港ふれあいプラザ（以下「プラザ」という。）について、プラザ内の地域産品等販売施設（以下「販売施設」という。）の使用者（以下「使用者」という。）を募集します。

1 販売施設の概要

（１）所在地

姫路市家島町坊勢 694 番地 83（位置図及び平面図参照）

（２）面積

販売施設 16 m² ※プラザ総面積 172.22 m²

（３）付帯設備

室内照明、電気コンセント4箇所、換気扇1箇所、冷蔵庫用排水口1箇所

（４）使用時間

プラザの開館時間（午前6時～午後8時30分）の範囲内で使用時間を設定すること。

（５）使用期間

プラザは閉館日が無いため、使用者の運営計画により使用期間を設定すること。

（６）販売品

地域で生産された農水産物等を中心に、利用者のニーズに合った物品を販売すること。

※火気の使用と現場調理は不可

※調理済み食品（惣菜や弁当）等を販売する場合は、食品衛生法に基づく営業許可等の関係法令に定める許可が必要

（７）その他

ア プラザには、定期船会社である坊勢輝汽船（株）、坊勢渡船（有）、坊勢貨物（株）の3者が乗降手続施設の利用者として入居している。

イ 坊勢漁港における定期船の年間利用者数は20万人程度。

2 使用料等

（１）使用料

ア 月額29,100円（税込）

イ 姫路市が発行する納入通知書により、指定する期限までに使用料を納付すること。

ウ 使用許可の期間が1月に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げて1月とする。

（２）共益費

ア 月額2,700円程度（税込） ※施設の清掃費等を占用面積で按分

イ 姫路市が発行する納入通知書により、指定する期限までに共益費を納付すること。

ウ 使用許可の期間が1月に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げて1月とする。

（３）その他費用

ア 電力料金

販売施設における電力料金については全額使用者の負担とする。

イ 準備等費用

営業準備に要する搬入費用、改修費、維持管理にかかる一切の費用は使用者の負担とする。

3 使用許可条件

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守すること。なお、姫路市は、販売施設について随時実地調査を行い、使用の健全性や安全性について指示することがある。

- (1) 使用者として決定された者は、直ちに施設の使用に必要な準備に着手するとともに、販売施設の占有使用許可を受けて使用を開始すること。
- (2) 販売施設を使用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害することがないこと。
- (5) 使用許可期間が満了したとき又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際しては、一切の補償を姫路市に請求することはできない。
- (6) 販売施設の内装等に変更を加える場合は、プラザの利用者の利用に配慮することとし、事前に姫路市産業振興課と協議し、了承を得ること。
- (7) 調理済み食品（惣菜・弁当）等の販売を行う場合は、食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他関係法令が定める諸官庁への申請・届出を行うこと。なお、許認可を受けたときには、速やかに市に許可書等の写しを提出すること。

4 募集から使用開始までのスケジュール

- (1) 募集期間
令和7年11月7日（金）から同年12月24日（水）まで
- (2) 質問事項受付期間
令和7年11月7日（金）から同年12月17日（水）まで
- (3) 質問事項回答
令和7年12月22日（月）までに回答を下記ホームページに掲載
【URL】 <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023777.html>
- (4) 使用者決定
令和8年1月16日（金）（予定）
- (5) 使用開始時期
令和8年4月1日（水）より、使用許可を受けた期間において営業を開始すること。なお、使用者決定後、使用者との協議により、使用開始時期を早める場合がある。

5 応募資格

応募者は、下記に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に本店がある法人又は市内に住所を有する個人
- (2) プラザ及び販売施設の目的を理解し、地域で生産された農水産物その他の物品の販売を通して地域の振興に貢献できる者
- (3) 姫路市税の滞納がない者
- (4) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱第3条に定める排除対象業者に該当しない者

6 応募手続

下記の応募書類を（２）の提出先へ提出すること。

（１）応募書類

ア 応募申込書（様式第１号）

イ 運営企画書（様式第２号）

下記の事項について記載すること。

① 販売施設の使用開始に向けたスケジュール

② 使用時間・使用期間

③ 運営方法（人員配置等）

④ 収支計画

⑤ 地域の特産品等の販売を通じた地域の振興

ウ 地域農水産物販売品目企画書（様式第３号）

エ 法人は履歴事項全部証明書の写し、個人は住民票の写し

オ 市税の納税証明書

カ 食品衛生法に基づく営業許可等の写し ※必要な場合のみ

注１ 提出書類は各１部とする。

注２ 上記エ及びオは、発行後３箇月以内のものに限る。

（２）提出先

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課

〒６７０－８５０１

姫路市安田四丁目１番地 姫路市役所本庁９階

（３）提出方法及び提出期限

ア 提出方法

応募書類を産業振興課へ郵送。

イ 提出期限

令和７年１２月２４日（水）※当日消印有効

7 現地確認方法

（１）現地で販売施設の物件確認を希望する場合は、産業振興課へ電話で問い合わせること。

（２）現地確認日は、令和７年１２月１７日（水）までとする。

8 質問及び回答

質問については、「質問書（様式第４号）」に記入のうえ、産業振興課へ提出すること。

（１）質問提出先 産業振興課 FAX ０７９－２２１－２５０８

メール kouwan-sinkou@city.himeji.lg.jp

（２）質問受付期限 令和７年１２月１７日（水） 午後５時

（３）回答方法 令和７年１２月２２日（月）までに、下記ホームページに掲載

【URL】 <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023777.html>

9 使用者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、使用者を決定する。
- (2) 使用者の決定は、令和8年1月16日（金）を予定。審査の結果は文書で通知し、下記ホームページで決定事業者を公表する。

【URL】 <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023777.html>

- (3) 不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、募集を中止・延期する場合がある。

10 使用者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用者としての決定を取り消すこととする。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手续に応じなかった場合
- (2) 使用者が募集要項における資格を失った場合
- (3) その他、使用者として不適当と認められる場合

11 使用許可申請の手續

決定通知文とともに「占用施設使用許可申請書」と「暴力団排除に関する誓約書」を送付するので、営業準備を開始する日までに内容を記入の上、産業振興課へ返送すること。

12 使用許可期間

使用許可期間は、営業準備を開始する日（施設使用許可日）から令和9年3月31日（当該年度末日）までとし、令和9年4月1日以降、継続して使用するためには1年ごとに申請を行うこと。

また、使用許可の更新は4回までとし、以降の使用者については再度、募集することとする。

13 問い合わせ先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課

電 話：079-221-2504

FAX：079-221-2508